

2023年2月7日（火） 18:00～20:00



昨今、建物の外観や内装に特徴的な工夫を凝らしてブランド価値を創出する事例が増えている。また、オフィス家具等を扱う企業が、自社の製品を用いて斬新で特徴的なデザインのオフィスを設計し、顧客に提供する事例も生じている。このような背景から令和元年に意匠法が抜本的に改正され、令和2年4月から、建築物の外観デザインや家具等の組み合わせ、配置、壁や床等の装飾等により構成される内装デザインも、一つの意匠として意匠権で保護することができるようになった。そこで、これらの模倣被害や他者の意匠権侵害を未然に防ぐため、意匠権の「権利者」は誰か、権利侵害で訴えられたらどうするか等を含めて「改正意匠法」についての基本知識を学ぶ場を提案する。

建築士と

改正意匠法

第三回 建築相談委員会セミナー

講師・・柴田亮子 弁護士

建築士



弁護士

第一部

「改正意匠法」の解説と、建築士が注意すべき事柄の解説

第二部

質疑応答形式のディスカッション

無断
使用

対面参加 東京建築士会 会議室（先着 10名） ZOOM参加（50名） 建築士会会員 1000円 一般 2000円 学生無料

- *オンライン参加については Zoom ストリーミングを使用します。
- *オンラインセミナーの録音、録画、画面のスクリーンショット等をご遠慮ください。
- *オンラインに必要な ID 等は開催日が近づきましたらメールにてお送りします。
- *会場参加の方につきましては、新型コロナウイルス感染症蔓延等の状況を鑑みオンライン参加への変更をお願いする場合があります。
- *今回のセミナーでは、アーカイブ視聴は原則として行いません。ただし、セミナー当日、急遽、参加できなくなった方に対しては、何らかの救済措置は取らせていただきます。（CPDについては当日出席が確認できる方に限ります。）

申込方法

←QR コードよりお申し込みください。



申込用 QR コード

主催：（一社）東京建築士会 企画：（一社）東京建築士会 建築相談委員会 CPD 2 単位